

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する 業務委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県との協議の上で決定する。

1 業務の名称

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

3 本業務の趣旨

群馬県西部農業事務所（以下、県という）管内（高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町）において、有機栽培、特別栽培、無農薬栽培等の環境負荷低減・資源循環型農業により生産された農産物又はそれらを主原料とした加工品等を販売し、消費者の環境負荷低減・資源循環型農業に対する理解促進及び消費の拡大に資する。

4 事業費

896千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）を上限とする。

5 業務の内容

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェ（以下、マルシェという）に関する業務に係る企画、制作、演出、運営及び付随する業務一式を委託する。

なお、業務遂行の全ての過程において、県との打合せ・調整を密に行うものとする。

(1) 開催内容

① 開催日程

令和7年10月18日（土）、19日（日）

② 開催場所

イオンモール高崎（群馬県高崎市棟高町1400番地）

(2) 開催準備、運営に係る一切の業務

① 販売品目

県が指定した生産者、団体等（以下、生産者等という。）が、有機栽培、特別栽培、無農薬栽培等の環境負荷低減・資源循環型農業により生産した農産物又はそれらを主原料とした加工品（買取り方式とする）。

なお、上記以外の品目については、県と協議の上、決定する。

② 販売数量及び販売スペース

販売数量は、開催日程を通して販売可能な量とするが、最終的には予算等を考慮し、県と相談の上、決定すること。

なお、販売スペースについては、上記数量に見合った販売台等を用意することとするが、最終的には、県と相談の上、決定すること。

③ 生産者等との調整等

マルシェ実施に必要な生産者等との調整（買取、マルシェ会場への販売物の搬入、保管等）の一切を行うこと。

④ 会場設営

- ・マルシェ実施に当たり、必要な設備の搬入、搬出、設営及び撤去を行うこと。
- ・受託者は設営に当たり、必要な物品の確認、手配、設備の準備等について、県と事前に調整すること。
- ・マルシェが目立つよう、のぼり旗等を設置し、販売コーナーを装飾すること。
- ・マルシェ終了後のゴミの収集処分を行うこと。
- ・マルシェ終了後は、必ず原状回復を行うこと。
- ・不測の事態が発生した場合等を想定して、イベント保険等に加入すること。

⑤ 販売員配置

過去に販売員としての業務経験があり、来場者への商品説明や販売を行うことのできる人員を手配する。販売員は、マルシェ開催中、毎日2名以上配置する。

⑥ その他

- ・消防、食品衛生等に係る必要な手続については、県と協議の上、適切に対応すること。
- ・マルシェを円滑に運営し、本業務の目的を達成できるよう、必要な業務を行う

こと。

- ・本事業に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識、能力、経験を有する人員を配置すること。
- ・本業務を実施するに当たり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

5 成果物の提出

以下のものを県が指定する期日までに納品すること。

- ・業務の内容（１）（２）の活動記録写真及び販売実績
- ・その他、本業務により発生した成果物

6 実績報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の内容を記載した実績報告書を作成し、提出すること。

- ・実施概要
- ・実施費用内訳
- ・その他本業務に関連するもので、県が指示する内容

7 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用権は、受託事業者に留保されるもの（受託事業者が従来から権利を有していた受託事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、受託事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託事業者が県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。

なお、本業務で個人情報を集める場合には、必ず個人情報の取扱いに関する文書を示すこと。

(4) 再委託の可否

受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で県の承認を得た上で、他者に再委託できる。

ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、県の事前の承認は、不要とする。

(5) その他

- ・県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- ・委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ・仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- ・本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後、次年度から起算して5年間保管すること。
- ・本業務で得た収益については、経費に充当すること。